

# 接骨院・整骨院受診時の領収証コピー貼付票

平成 年 月分

※お手数でも、施術所ごと、1ヶ月ごとに提出願います

事業所			所属【	】
記号 - 番号	被保険者氏名	-		
施術を受けた者 ※本人は続柄に本人と記入			続柄【	】
施術所名 (接骨院・整骨院名)				

● 今月 **施術を受けた日**に○をつけてください。枚数ご確認のうえご記入下さい

領収書枚数

枚

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

市区町村等から医療助成を受けており、自己負担がないので領収証は受取っていない。

↓ここから下に領収証コピーを貼り付けしてください。

## 領収証は

### 必ずコピーを貼り付けてください

※ 原本添付の場合は返却しませんのでご了承ください。

コメント記入欄

- 施術を受けた月の翌月10日が「接骨院・整骨院受診時の領収書コピー貼付票」の提出期限です  
※(からだを痛めた時の状況連絡票と併せてご提出願います。)
- \*\* 健康保険で整骨院・接骨院にかかった方に、施術内容・施術日数・請求金額に誤りが無いか確認させていただいております。適正な受診をして正しい健康保険運営をするためご協力をお願いします。\*\*

## 【手順】

1. 領収証コピーを「接骨院・整骨院受診時の領収証貼付表」に貼る
2. 必要事項を記入
3. 「接骨院・整骨院受診時の領収証貼付表」を健康保険組合へ期日までに送付する  
(提出期限: **施術を受けた月の翌月10日**)

※複数月提出の場合は、**各月ごと**に「接骨院・整骨院受診時の領収証コピー貼付票」を提出願います。(受診された日にちに○を付けてください)

※**受診されている月**は必ず、「**からだを痛めた時の状況連絡票**」と併せて送付願います。(署名は必ず直筆でお願いします)

※受診者が市区町村等から医療助成を受けており、自己負担がない場合の対応は、下記のいずれかの対応をすること(本人負担がない場合でも**領収書の発行が必要!**)。

- ①「**領収書金額0円**」の領収書を受診日ごとに発行してもらい、「**医療助成該当のため自己負担なし。健康保険受診分の合計金額**」を記載。

※発行してもらえない場合は貼付票にチェック欄があるのでチェックまたはコメント欄に記入ください。

## (接骨院整骨院にかかるときの注意点)

### 1. 何が原因で負傷したのかを正確に伝える。

仕事中や通勤途上の負傷などの場合は、労災(労働者災害補償保険)の適用となり健康保険は使えません。

また、交通事故の場合は、必ず健康保険組合に連絡してください。

### 2. 「療養費支給申請書」内容の確認をする。

施術後に柔道整復師より提示される「療養費支給申請書」に明記されている内容をよく確認し、必ず自分で署名または捺印しましょう。(白紙署名はやめてください。)

確認する内容: 負傷原因・負傷名・施術内容・施術日時・支払った金額と自己負担額の照合

### 3. 領収証は必ずもらいましょう。

健康保険組合が発行している「医療費通知」と領収証を照合して、内容を確認しましょう。

領収書は、一月分まとめてではなく**受診日ごと**に発行して頂いてください。

### 4. 施術が長期にわたる場合、医師の診断を受けましょう。

整骨院・接骨院での施術が長期にわたる場合は、内科的要因なども考えられますので、医療機関を受診し医師の診断を受けましょう。

### 5. 「はしご受診」は避ける。

「症状が改善しないから」と自己判断をし、医療機関等を転々と受診し続けていませんか。

同月に複数の医療機関(整形外科等)や接(整)骨院を受診するとそれぞれに初診料(初検料)が発生し、医療費の無駄遣いとなります。

皆様の納めた保険料から支払っていますので、「はしご受診」は避けて下さい。